

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)

28 文科初第 1874 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第
1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長 藤原 誠

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 18 号)」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件(平成 29 年文部科学省告示第 60 号)」が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、同日施行されました。

今回の改正等は、義務教育未修了の学齢を経過した者等の就学機会を確保するため、中学校夜間学級(以下「夜間中学」という。)が重要な役割を果たしているところ、今後、夜間中学等の設置を促進するためにも、夜間中学等において学齢を経過した者に対して指導を行う際にその実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人の長にあっては附属学校に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

第 1 改正等の概要

- 1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 18 号)
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学

部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。（第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係）

2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

（1）特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。

（2）中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。

（3）特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

第 2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

（1）学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。

（2）夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものであること。

2 特別の教育課程の内容

（1）学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。

（2）学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる。

(添付資料)

- [別添 1 参考法令](#)
- [別添 2 学校教育法施行規則の一部を改正する省令\(平成 29 年文部科学省令第 18 号\)\(条文\) \(PDF:44KB\)](#)
- [別添 3 学校教育法施行規則の一部を改正する省令\(平成 29 年文部科学省令第 18 号\)\(新旧対照表\) \(PDF:64KB\)](#)
- [別添 4 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件\(平成 29 年文部科学省告示第 60 号\)\(条文\) \(PDF:52KB\)](#)

[参考]教科書の給与については、下記通知を参照。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行に伴う教科書給与について(各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て平成 29 年 3 月 31 日付け 28 初教科第 59 号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知)

お問合せ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

電話番号:03-5253-4111(内線 3745)

(別添1) 参考法令

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下この節において「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 （略）

第五十一条 小学校（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第

五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

第二百二十九条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容並びに小学部、中学部及び高等部の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。

○文部科学省令第十八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第四十九条の七、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の三の次に次の一条を加える。

第五十六条の四 小学校において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ

る。

第七十九条中「第五十六条の二まで」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第七十九条の六及び第一百八条第一項中「第五十六条の三」を「第五十六条の四」に改め、「第五十六条の二」の下に「及び第五十六条の四」を加える。

第一百三十二条の四の次に次の一条を加える。

第一百三十二条の五 特別支援学校の小学部又は中学部において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部科学省令第十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第五十六条の四 小学校において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。 第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二まで及び第五十六条の四の規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第七十七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」	（新設） 第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条の二までの規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第七十七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項）」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十

とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第七十九条の六 義務教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条、第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び第五十五条から第五十六条の四までの規定を準用する。

この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第七十九条の十二」とあるのは「第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第一項」と、第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項並びに第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項及び第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2 義務教育学校の後期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の四まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の

六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第七十九条の六 義務教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条、第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領及び第五十五条から第五十六条の三までの規定を準用する。

この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第七十九条の十二」とあるのは「第七十九条の五第一項又は第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項若しくは第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第一項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項並びに第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項及び第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2 義務教育学校の後期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の

規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第二項」と、第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項並びに第七十九条の六第二項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の小学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の四まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九

規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第二項又は第七十九条の六第二項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十九条の六第二項」と、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項並びに第七十九条の六第二項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条の三まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九

条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第百七条並びに第百八条第一項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

2
(略)

第百三十二条の五 特別支援学校の小学部又は中学部において、学齢を経過した者のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条、第百二十七条及び第百二十九条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

条の五第一項）又は第五十二条」とあるのは「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第百七条並びに第百八条第一項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

2
(略)

(新設)

○文部科学省告示第六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の四（同令第七十九条、第七十九条の六及び第一百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三百三十二条の五の規定に基づき、同令の規定による特別の教育課程について次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第五十六条の四（同令第七十九条、第七十九条の六及び第一百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の五に規定する学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）を踏まえつつ、次に定めるところにより、当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

1 特別の教育課程は、小学校学習指導要領若しくは中学校学習指導要領に定める各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間若しくは特別活動（以下「各教科等」という。）又は特別支援学校

小学部・中学部学習指導要領に定める各教科等若しくは自立活動の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。

2 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校学習指導要領に定める各教科等又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める特別支援学校の小学部の各教科等若しくは自立活動の内容の一部を取り扱うことができるものとする。

3 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。